

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条関係）	8

改 正 案

現 行

<p>目次 第一章〜第六章（省 略） 第六章の二 認定通関業者（第七十九条―第七十九条の五） 第七章〜第十一章（省 略） 附則</p>	<p>目次 第一章〜第六章 同 上 第六章の二 認定通関業者（第七十九条―第七十九条の四） 第七章〜第十一章 同 上 附則</p>
<p>（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出） 第五十二条の二 承認取得者は、第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。</p> <p>（承認の失効） 第五十三条 第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。 一 前条の規定による届出があつたとき。 二（省 略） 三（省 略） 四（省 略） 五（省 略） （保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）</p>	<p>（承認の失効） 第五十三条 同 上 一 同 上 二 同 上 三 同 上 四 同 上 （保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）</p>

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に
関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がな
くなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継につ
いての規定の準用）の規定は、前条第一項の規定による承認につ
いて準用する。この場合において、第五十一条第一号ロ中「第四十二
条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保
税工場の許可）」と、同条第二号及び第三号並びに第五十二条中
「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三条第二
号中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（輸出申告の特例）

第六十七条の三（省 略）

2 特定輸出申告（前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の
規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。）、特定委託輸出申
告（前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適
用しない輸出申告をいう。第六項及び第七十九条の四第三項におい
て同じ。）及び特定製造貨物輸出申告（前項の規定により特定製造
貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。
以下この節において同じ。）は、その申告に係る貨物が置かれてい
る場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関
空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければ
ならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る
貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もう
とする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委
託しなければならない。

3 6（省 略）

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に
関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継につ
いての規定の準用）の規定は、前条第一項の規定による承認につ
いて準用する。この場合において、第五十一条第一号ロ中「第四十二
条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保
税工場の許可）」と、同条第二号及び第三号並びに第五十二条中「
外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三条第一号
中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（輸出申告の特例）

第六十七条の三 同 上

2 特定輸出申告（前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の
規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。）、特定委託輸出申
告（前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適
用しない輸出申告をいう。第六項及び第七十九条の三第三項におい
て同じ。）及び特定製造貨物輸出申告（前項の規定により特定製造
貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。
以下この節において同じ。）は、その申告に係る貨物が置かれてい
る場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関
空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければ
ならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る
貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もう
とする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委
託しなければならない。

3 6 同 上

第六章の二 認定通関業者

(通関業者の認定)

第七十九条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七十九条の五第一項(認定の取消し)の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ ㄱ ㄷ (省 略)

二及び三 (省 略)

4及び5 (省 略)

(規則等に関する改善措置)

第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(次条及び第七十九条の五第一項において「認定通関業者」という。)がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかったことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出)

第七十九条の三 認定通関業者は、第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めると

第六章の二 同上

(通関業者の認定)

第七十九条 同上

2 同上

3 同上

一 同上

イ 第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ ㄱ ㄷ 同上

二及び三 同上

4及び5 同上

(規則等に関する改善措置)

第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(第七十九条の四第一項において「認定通関業者」という。)がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかったことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

ころにより、その旨を同項の認定をした税関長に届け出ることができ

(認定の失効)

第七十九条の四 第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 (省 略)

三 (省 略)

四 (省 略)

2 及び3 (省 略)

(認定の取消し)

第七十九条の五 (省 略)

2 (省 略)

第八十条の四 第六十九条の二第一項第一号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(第六十九条の十一第二項(輸入してはならない貨物)の規定により命じられて行うものを除く。))をした者を含む。は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。))を

(認定の失効)

第七十九条の三 同上

一 同上

二 同上

三 同上

2 及び3 同上

(認定の取消し)

第七十九条の四 同上

2 同上

第八十条の四 第六十九条の二第一項第一号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(第六十九条の十一第二項(輸入してはならない貨物)の規定により命じられて行うものを除く。))をした者を含む。は、七年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。))を

した者を含む。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省 略)

第百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省 略)

第百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、)を第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)(を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省 略)

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若し

した者を含む。)は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

第百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物を輸入した者は、七年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

第百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、)を第三十条第二項(外国貨物を置く場所の制限)の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三(保税運送ができない貨物)の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)(を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若し

くは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しを受けた者

二 (省 略)

2 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払戻しを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しないで輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 前三項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が千万円を超える場合においては、情状により、前三項の罰金は、千万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

5 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）、第百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を輸入する罪）、第百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）又は第百十条第一項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を

くは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払いもどしを受けた者

二 同 上

2 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払いもどしを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しないで輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 前三項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合においては、情状により、前三項の罰金は、五百万円を超え、当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）、第百九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を輸入する罪）、第百九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）又は第百十条第一項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を

<p>知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん（以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。）をした者は、<u>五年</u>以下の懲役若しくは<u>五百万円</u>以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の犯罪に係る貨物についての<u>第一百十条</u>第一項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額が<u>五百万円</u>を超える場合においては、情状により、前項の罰金は、<u>五百万円</u>を超え当該関税又は関税の払戻しの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。</p> <p>3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、<u>三年</u>以下の懲役若しくは<u>三百万円</u>以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第<u>百十七</u>条（省略）</p> <p>2 前項の規定により<u>第一百十条</u>第一項から第三項まで又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。</p> <p>3 及び 4 （省略）</p>	<p>知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん（以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。）をした者は、<u>三年</u>以下の懲役若しくは<u>三百万円</u>以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 前項の犯罪に係る貨物についての<u>第一百十条</u>第一項（<u>関税を免れる等の罪</u>）の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額が<u>三百万円</u>を超える場合においては、情状により、前項の罰金は、<u>三百万円</u>を超え、当該関税又は関税の払戻しの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。</p> <p>3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、<u>二年</u>以下の懲役若しくは<u>二百万円</u>以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第<u>百十七</u>条 同上</p> <p>2 前項の規定により<u>第一百十条</u>第一項から第三項まで（<u>関税を免れる等の罪</u>）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各項の罪についての時効の期間による。</p> <p>3 及び 4 同上</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十三年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十二年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマ</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十二年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十一年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマ</p>

ラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 5 7 （省 略）

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 5 四 （省 略）

2 及び 3 （省 略）

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、

ラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 5 7 同 上

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 5 四 同 上

2 及び 3 同 上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、

関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

- 一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十二年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量とすとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月の属する四半期は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。
- 二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十二年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に

関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

- 一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量とすとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月の属する四半期は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。
- 二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に

相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量として
あらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌
年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同
年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という
。) から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 (省 略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、
関税率別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに
限る。) (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八におい
て「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号
の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二
〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九
号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇
二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一
一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・
九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の
一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲
げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び
第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げ
る場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各
号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一
の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「
同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表
第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇
三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三
項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号

相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量として
あらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌
年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同
年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という
。) から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同 上

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、
関税率別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに
限る。) (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八におい
て「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号
の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二
〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九
号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇
二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一
一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・
九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の
一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲
げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び
第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げ
る場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各
号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一
の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「
同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表
第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇
三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三
項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号

「とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 (省 略)

2 平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 3 6 (省 略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関 税 定 率 法

「とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同 上

2 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 3 6 同 上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関 税 定 率 法

別表の番号	品名	税率

別表の番号	品名	税率
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二〇七・一〇	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）</p> <p>一 アルコール分が九〇%以上のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(1) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(2) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(3) 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(4) 平成二一年四月</p>	<p>二三・八%</p> <p>二〇・三%</p> <p>一六・九%</p>

一日から平成二
二年三月三十一日
までに輸入され
るもの

一三・四％

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率	
		開税率	暫定税率
(省略)	品名	平成七年四月一日から	平成七年四月一日から
		平成八年三月三十一日まで	平成八年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格	
		平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
(省略)	品目	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率	
		開税率	暫定税率
(省略)	品目	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一条、第七条の三、第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率	
		開税率	暫定税率
同上	品名	平成七年四月一日から	平成七年四月一日から
		平成八年三月三十一日まで	平成八年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格	
		平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
同上	品目	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率	
		開税率	暫定税率
同上	品目	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで
		平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで
		平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
		平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
		平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	関税定率法				
	品名					
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
	されるもの	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで	平成一四年三月三十一日まで
	の	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から
	の	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から	平成一五年四月一日から
同上	別表の番号	関税定率法				
	品名					
	れるもの	平成七年四月一日から	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで
	れるもの	平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで
	されるもの	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	平成一三年三月三十一日まで	平成一四年三月三十一日まで
	の	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から
	の	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一三年四月一日から	平成一四年四月一日から	平成一五年四月一日から